

第6期 第2回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成29年12月20日（水）14:00～16:00

場所：障害者総合支援センター2階 研修室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）の承認
 - (2) 次期障害者総合支援計画について
 - (3) 各部会からの報告
 - (4) 障害者総合支援法等の改正に伴う新サービスの追加について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 委員名簿
- ③ 座席表
- ④ 第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）
- ⑤ 【資料1】各部会からの報告
- ⑥ 【資料2】法改正について
- ⑦ 【参考】省令に関するパブリックコメントの概要について
- ⑧ 「さいたま市障害者総合支援計画案について」
- ⑨ 「さいたま市障害者総合支援計画（素案）に対する意見一覧（速報）」
- ⑩ 「さいたま市障害者総合支援計画（案）」

出席者

委 員・・・内田委員、黒田委員、遅塚会長、長岡委員、三石委員、宮部委員、
山口（明）委員、山口（詩）委員、山口（隆）委員、吉野委員
（欠席者 嶋田委員、千葉委員）

事 務 局・・・（障害支援課）石留課長、山田課長補佐、岡田係長、志村主査、
佐藤主任、石垣主事、佐々木主事、新井主事
（障害政策課）鈴木係長、篠原主査

1. 開 会

(遅塚)

それでは定刻となりましたので「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員10名、欠席委員2名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することとなっております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日6名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を6名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に、事務局より説明事項がありますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

障害支援課課長補佐の山田でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、

- ①第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③座席表
- ④第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)
- ⑤【資料1】各部会からの報告
- ⑥【資料2】法改正について
- ⑦【参考】省令に関するパブリックコメントの概要について

以上でございます。こちらに加えまして、委員の皆様にも事前にお送りし、本日ご持参いただいた資料といたしまして、

- ⑧「さいたま市障害者総合支援計画案について」
- ⑨「さいたま市障害者総合支援計画(素案)に対する意見一覧(速報)」
- ⑩「さいたま市障害者総合支援計画(案)」

の3点がございます。資料の不足等はございますでしょうか。よろしいですか。

次に、本日の協議会の開催にあたりまして、障害支援課長の石留より挨拶を申し上げます。

(障害支援課長)

皆様、こんにちは。障害支援課長の石留です。

第2回さいたま市地域自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていた

できます。本日は、年の暮れも近づき慌ただしい時期にもかかわらず、本協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今年度の本協議会は、今回が最後ということで、委員の皆様におかれましては、本市の障害者施策について、これまで多くのご尽力を賜りましたことを、心よりお礼申し上げます。来年度は、本日もご議論いただき、次期障害者総合支援計画がスタートされる年であることから、職員一同身を引き締めて、計画の実施に全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、今年度委員を務めていただいた皆様には、任期が2年となっておりますので、来年度も引き続き、それぞれのご経験やお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。本市における障害者施策の更なる向上のために、是非ともお力添えをお願い申し上げます。次第でございますので、何卒、今後ともよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局からの連絡事項は以上です。遅塚会長、よろしくお願いいたします。

(遅塚)

ありがとうございます。事前配布の資料とかお忘れになった方いらっしゃらないでしょうか。大丈夫ですか。第1回目の協議会を欠席なさって、今回が初めての宮部さん、一言どうぞ。

(宮部)

さいたま市手をつなぐ育成会の宮部と申します。前回はお休みさせていただいて申し訳ありませんでした。育成会は知的に障害がある子供を持つ家族の会です。知的に障害のある子供たち、家族の立場に立って色々と活動しております。どうぞよろしくお願い致します。

2. 議題

(遅塚)

ありがとうございます。ここから議事に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第1回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められております。事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、そのまま議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

《了 承》

ありがとうございます。それでは、第1回の会議録（案）につきましては、事務局の案のとおり承認といたします。

続いて、議題の2番目、「次期障害者総合支援計画について」ということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

（事務局）

障害政策課ノーマライゼーション推進係長の鈴木でございます。

それでは、議題の2点目、「次期障害者総合支援計画について」をご説明いたします。こちらの計画につきましては、本協議会におきましては、本来、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画についてご意見をお伺いするところでございますが、さいたま市では、障害者総合支援計画として、4つの法令に基づく計画を一体的に策定することとなりますので、計画の全体について説明させていただきます。事前送付させていただいた資料「さいたま市障害者総合支援計画案について」をご覧ください。

まず1の計画の策定にかかるスケジュールでございます。こちらにつきましては、前回7月に開催いたしました、第1回目の本協議会におきまして、委員の皆様にご意見を頂き、その他に障害者政策委員会ですとか市民会議の意見等を踏まえまして、素案を作成したところでございます。この素案につきましては市議会に報告させていただきまして、その後10～11月にかけて、広く市民の方のご意見を伺う場としてパブリックコメントを実施し、大変多くのご意見を頂戴したところでございます。このパブリックコメントの結果や他の計画との整合性を踏まえ、今般「さいたま市障害者総合支援計画（案）」を作成したところでございます。今後につきましては、本日の皆様のご意見、今週行う市民会議でのご意見、来年1月に開催いたします障害者政策委員会でのご意見等を踏まえまして、来年2月には計画を策定する予定となっております。

続きまして、計画（案）について説明させていただきます。こちらにつきましては、素案からの修正箇所のうち、主な修正事項について、パブリックコメントの主な意見に触れながら説明をさせていただきたいと思っております。まず、パブリックコメントの結果でございます。2の「パブリックコメントの概要」をご覧くださいと思います。今回全体で91名の方から意見のご提出をいただきまして、意見の件数としましては238件という、大変多くの貴重なご意見をいただいたところでございます。意見の一覧につきましては、別にお送りしております、「さいたま市障害者総合支援計画素案に関する意見一覧（速報）」に記載をさせていただきます。後ほどご覧いただければと思います。なお、これらのご意見につきましては、原文を要約や分割を行いまして、また類似のご意見は集約したうえで、ご意見の概要として整理しております。頂いたご意見に対する市の考え方等につきましては、1月頃に公表をさせていただきます。

それでは、主なご意見につきまして、「さいたま市障害者総合支援計画（案）」こちらの資料に沿ってご説明させていただきます。件数の多かったものからご説明させていただきます。

すので、ページが前後しますがご容赦いただくようお願いいたします。まず、パブリックコメントの中で最も多かった意見が「福祉人材の確保」で、30件となっております。意見の概要は、障害福祉事業所における職員の待遇改善、職員確保、職員定着のための支援が必要であるというものでございます。この点につきましては、お配りしております「計画（案）」の81ページに記載しておりますが、これまで人材の育成を行ってございましたが、新たに人材の確保を計画に位置付けまして、障害福祉分野に関わる人材確保、職場定着支援に取り組んで参りたいと考えておりまして、素案を修正しております。

次に、項目を1つ飛ばしまして、グループホームの整備についてでございます。こちらは14件のご意見をいただいております。「計画（案）」では77ページに記載がございます。こちら主な内容といたしましては、グループホームに入居したくても入居できない状況があるため、グループホームの整備が必要であるというものでございます。本事業の成果目標は、素案においては設定をしておりませんでした。今年度実施したグループホーム入居希望調査の結果がまとまりましたので、この結果を踏まえ、3か年で180人分の定員を増加する計画に修正を行っております。

続きまして、障害者の就労支援についてでございます。こちらは12件のご意見をいただいております。「計画（案）」では86ページに記載がございます。主な内容といたしましては、障害者の就労支援に関する取り組みの充実や、視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害等の障害特性に合わせた支援が必要であるというものでございます。こちらにつきましては、様々な障害特性に対応するため、関係機関と連携して専門性の高い就労支援を行ってまいりたいと考えております。また、「計画（案）」の87ページの⑥の部分にまいりますが、新たに障害者の働く場づくりの推進を計画に位置付けまして、障害者の就労体験支援やソーシャルファームの創設を支援してまいりたいと考えております。

次に、障害福祉サービス提供事業者の参入促進についてでございます。こちらは11件のご意見をいただいております。「計画（案）」では数ページに渡ってしまうのですが、112ページ、116ページ、118ページ、123ページの方に記載がございます。こちらにつきましては、今年度社会問題化した就労継続支援A型の、経営悪化を理由とした閉鎖・大量解雇問題等を踏まえ、営利を目的とする企業等は障害福祉分野へ参入しないほしい、といった内容でございます。本市では、各障害福祉サービスの需要の増大に対応するため、より幅広く、多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進してまいりますが、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導・監督・および研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ってまいりたいと考えており、記載内容を修正しております。

次に、資料の裏面にまいりますが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について7件のご意見をいただいております。「計画（案）」では72ページと104ページになります。主な内容といたしましては、訪問型アウトリーチの充実、家族支援の充実、住まいの確保、地域の助け合い、医療と福祉の積極的な連携を図るべきであるというものでございます。本事業につきましては、事業名を「精神障害者を支える包括ケアシステムの構築」に

改めまして、事業の目的を明確化するとともに、ご意見を踏まえまして、障害福祉・医療・介護・住まい等を包括的に提供できるよう、関係機関の重層的な連携により、支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、項目を2つ飛ばしまして、共同生活援助、グループホームについて5件のご意見をいただいております。「計画（案）」では117ページとなります。主な内容といたしましては、グループホームの経営基盤を安定させる、運営費に対する補助制度を導入すべきである、というものでございます。グループホームにつきましては、整備の促進と併せて、グループホームの運営安定化を図るため、十分な報酬単価とするよう国に要望するとともに、国の動向を注視しながら、運営費等の適正について検討していきたいと考えております。

次に、一番下の項目になりますが、高次脳機能障害に関することについて多くのご意見をいただいたうち、アンケート調査等から見る障害者・児の状況について、高次脳機能障害に関する事項について記載してほしい、また、精神障害者を支える地域包括ケアシステムにおいて、精神障害に高次脳機能障害を含むことを明確化してほしいという意見を2点いただいております。こちらにつきましては「計画（案）」では30ページになります。アンケート調査等から見る障害者・児の状況において、高次脳機能障害について記載をいたします。また、「計画（案）」の72ページと104ページになるのですが、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの事業内容に、精神障害に高次脳機能障害を含むことを記載いたしました。以上が、パブリックコメントによるご意見等に基づいて、修正をさせていただきました内容でございます。

これ以外にも、本計画の上位計画である、「さいたま市総合振興計画」等に位置付けられる事業として、事業の追加ですとか生活指標の修正を行っております。これ以外にも、表現ですとか表記の統一など、文言の修正も行っております。今後の計画策定の予定でございますが、先ほどの繰り返しになりますが、本日の会議や、障害者政策委員会を経まして、来年2月の計画策定を目指して手続きを進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(遅塚)

ありがとうございます。事務局から報告がございました。これにつきましては報告ですけれども色々ご質問やご意見を頂戴するというところでよろしいわけですね。

最初にご説明もされましたとおり、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の部分と障害者計画の部分と内容が2つ入っております。多分ご質問について答えていただけるのは、この場では障害福祉サービス部分が中心になろうかと思っておりますけれども、全体に渡ってのご意見等も構わないということでしたので、特に区別なく、全体についてのご意見ですとか、あるいは障害福祉サービス関係のご質問等あれば、この場でお話しいただければと思います。今日はここがメインだと思いますので、ぜひしっかりご意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

すみません、私の方からひとつ。ご説明でいくつか飛ばしていた部分で、例えば障害者生活支援センターの充実で、基幹センターを10区に配置すべきであるということについては、協議会の相談支援部会の方で議論を重ねてまだ結論に至っていないので、なかなかはっきり言えない段階で、ある意味これからの我々の課題であろうかと思っております。

(宮部)

宮部です。グループホームの整備のところで、グループホームに入居したくても入居できない状況であるのですが、入居できない状況っていうのを、どのように市は分析をしているのでしょうか。その分析をしたうえで、3か年計画で180名という風に集計したのかなと。その確認をしたいと思います。

(遅塚)

なかなか難しい質問だと思うのですが。要するに、単に希望者180人に対応できるように整備することじゃなくて、単に希望者の話と、入居したくても入居できないのは別というか、入居できない原因をしっかりと分析したうえで180人、だと思うのですが、そのあたりどう考えて作ったのか、というような質問でございますよね。いかがでございましょうか。事務局の方からご発言お願いできますでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。こちらにつきましては今年度、3年以内にグループホームに入居したい方について調査をいたしました。その人数が、この計画期間の3年間で180人おりましたので、その調査に基づきましてその人数を、こちらで整備していく計画と目標化させていただいたところでございます。

(遅塚)

ありがとうございます。この入居希望調査の内容について詳細の理解をしていないのですが、今例えば入所施設に、さいたま市から県内の色々な入所施設に入っておられる方で、グループホームに移りたいという方も含めての180人という調査、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

こちらの調査の内容でございますが、市内の障害福祉サービス事業所、各区役所の支援課、障害者生活支援センター等を対象といたしまして、グループホームへ入居を希望されている方の調査を行いました。こちらはですね、例えば障害福祉サービス事業所ですと、事業所の担当者が通っている利用者の方に意向の聞き取り調査をした。また区役所の方では、ケースワーカーが入所施設の待機者に意向のお伺いをした。障害者生活支援センターにおきま

しては、センターの担当者の方が、相談のあった在宅の方の意向を聞き取る。そういった形の調査を行いまして、出てきた数字が 180 人という、そういった内容の調査でございます。

(遅塚)

ありがとうございます。現行が 321 人分の定員があるところに 180 の上積みということ、計画的には相当増やそうという意図が感じられる数字だと思うのですが。今のご説明ですと、入所待機者の中でグループホームでもいいよって方は、支援課経由で聞いてらっしゃるようなのですが、多分グループホームの新規入所者で一番数が多いのは、入所施設から移行する方だと思うので、そうすると希望者 180 を仮に整備したとしても、その中の相当数が、今こちらで市が把握できない入所希望者が、入所施設からの移行という形でその枠を相当使って、180 人の希望の方全員は吸収できない数字になってしまう気がしますね。

どうですか。その辺お詳しい方たくさんいらっしゃると思うのですが。

(内田)

久美の内田です。グループホームの利用に関しては、この数字もそこそこの数字ですけれども、もう少し多いのかなって思うのですよね。グループホームを必要とする人は、在宅の人もいれば様々いると思うのですね。私は今入所の施設にいるのですけれども、私どもの例を少しお話させていただきますと、地域移行の数字なんかでそうなのですけれども、平成 28 年の実績値が 5 人というのはあまりにも少なすぎると。ではこの数字を、入所施設の人ほどのぐらい認識しているのだろうか、ということで、私今のところに就任して 1 年少しなのですが、中長期計画の中にこの数字を入れましょうという風に考えましてですね、平成 28 年末から 32 年末で国は 9% というのを出していますので、この数字を中長期計画に入れてしまいたい。それに基づいて、実際はご自宅に帰る例はそんなに多くないものですから、まあグループホームも施設みたいだ、って言えばそれまでなのですが、グループホームに移るといってケースが圧倒的に多いわけですから、それに合わせたグループホームの整備計画を進めましょうということにしました。

それで、今さいたま市の方で、空きマンションを紹介してくださるというのがあるのですね。これは、消防設備等を考えれば、あまり障害の重い人には適用できないのですが、比較的自立度の高い方はそれにも乗っかることができるのですね。その話を頂戴して、私ども 3 人ほど今のグループホームからそちらに移っていただきました。要するにグループホームにまずは空きを作って、そこに、3 人枠ですけれどもとりあえず入所から出られる人は、ということと、もう 1 つ入所施設の場合はいわゆる保護者の不安ですね。これが非常に強いので、先日ご家族の方に集まっていただいて、地域移行計画とグループホームについて説明をいたしましたら、思ったより抵抗がないですね。ただ、1 つはうまくいかなかった場合家に帰されたら困るというのが 1 番なのですけど、まあショートとか何とか使って。うまくいかなかったのではじゃなくて単に合わなかったのだからね、ということとして、戻ってこれ

る方策を考えながら、力を合わせていくということで考えて、少しそういう計画を立てています。グループホームの賛否については様々あるのですけれども、地域で暮らすという1つの形かなと、現実的には。そうやって意識をして、地域移行とグループホームの整備というのを、入所施設の場合は真剣に考えなければいけないだろうなという風に思います。グループホームを欲しているのは、実は私も当事者家族ですので、地域生活や地域福祉は、圧倒的に家族の介護というものが前提になっているわけですよ。やはり私ももう60を過ぎましたので、いつまで在宅で息子をみられるかという不安があるので、その辺のニーズは、実はかなり陰に隠れてものすごい量あるのだろうなという風に思います。それから、通所施設等に繋がってない方も在宅におりますので、実はもっと深刻なのだろうなという風に思っています。

それから、現状からしますと、グループホームの利用料はざっくり言って家賃補助をつけて6、7万、実際は7、8万ぐらいですけれども、そうすると2級の年金は圧倒的に厳しいのです。で、それを工賃でカバーするっていうのが正論なのでしょうけれども、なかなかそこが現実的には厳しいと。今言われているのは事業者に対する補助という話なのですが、利用する側も少し2級の年金にわずかな工賃はなかなか厳しいだろうなと。私どものグループホームについては、赤字が出ることもあるのですが、比較的法人規模が大きいものですから、他の黒字でどうにか補って、という。前にいた法人も、非常に重い人たちを受けたグループホームもいっぱいあったのですけれども、明らかにグループホームの赤字補てんを法人全体でやっていたということですよ。ただNPOとか、比較的事業主体が小さいところはなかなかその手が使えないのです。ただ事業者については、事業者として努力するところがあるのですけれども、利用者の現状から見るとさいたま市は大都市ですので、家賃はやっぱりなかなか厳しいなところですよ。私どもの法人で、少し障害の重い人たちが暮らしているホームがあって、そこは1棟借りているのですが、わりと高いですね。現実問題を申し上げますと、10人で暮らしているところなのですが、1か月1人法人が独自に1万5千円家賃を補助しています。さっき言ったように、比較的事業規模が大きい法人ですのでそういうことができるのですけれども、なかなか小さい団体だと無理かなってところで。そういう現実的なところを見ながら進めていかないと、なかなかここに出ている180人分というのも、実際にやってみると課題があるのかなという風に思います。以上です。

(遅塚)

ありがとうございます。そうすると、今なかなか入れない現状分析は、今ひとつまだ十分にされていない面もありつつ、あとニーズの捉え方も、多分それほど全てを捉えられていないという面もあり、かつグループホームで生活するというということについての支援とかについても、もっと考えなきゃいけない部分があるということは、色々ご意見から出ていると思います。ただ、現状321について60、60、60という設定自体は、とりあえず国庫補助

での整備と、プラス色々な家や空き部屋の紹介等々でやるということが書いてありますので、そうするとまあこの辺の目標としてはそれほど悪くはないかなと正直個人的には思うのですけれど。

(三石)

180人分が本当に確保できて整備できたら、地域生活がぐんと進むなど目標値の設定を見て思ったところです。特に今は精神障害のある人ということで見れば、精神科病院からも地域移行支援をどう進めていくのかということに、このグループホームの整備目標は非常に関わってくる計画だという風に思っています。

精神科病院の方で地域移行支援を進めていくときに特徴的なのは、年齢が高くなっていることと、30年、40年と長期入院の方の地域移行を進めていかなきゃならないと考えたときに、家族に依拠して地域生活を進めていくのはかなり難しいというのが、地域移行の中では見えてきているかなと思います。なので、グループホームの整備のところの数と合わせて、グループホームの資源のバリエーションっていうのですかね、例えば、日中はどこかに通所するのが前提とグループホームの場合はなるのですが、夜間にかけての職員の見守りの体制があるとか、精神症状がすごく不安定な人がいたりすると、看護スタッフが日中常駐するとか、多職種で支えるホームの生活を支える支援体制づくりだとか、そういった、グループホームの整備と合わせて、ホームを支える資源のバリエーションみたいなことも同時に考えていく必要がすごくあるかなという風に思っています。民間の空き部屋物件とか、そこだけでは少し解決しない課題もあるので、そこは精神の特徴としてみえているところだと思います。

(遅塚)

ありがとうございます。180という目標はそれほど悪くはない、OKだという。ただグループホームのあり方とかそういうものも含めて、今回の計画ではなくて、これからももっと幅広く市として議論をしていかないといけないということが、ご発言いただいた委員さんの共通の議論かと思います。国の方でも、グループホームの運営のあり方については変えようとしていたり、色々動きがあるようでもありますけれども、今いずれの議論としましても、事務局からご発言ありますでしょうか。

(事務局)

さいたま市では皆さんご存じだと思うのですが、今新たな施設を建築しております。その施設においても定期的に地域移行させていこうという計画がありまして、それもグループホームを受け皿に地域に移行させて、その施設に新たな人を受け入れていこうと計画しております。

今後、先ほど三石委員の方からありました精神障害者につきましても、精神障害者を支え

る地域包括ケアシステムの中でグループホームへの移行を考えていかななくてはいけないところでありまして、その辺りを包括的に考えていければと思っています。以上です。

(遅塚)

ありがとうございます。グループホームに大分意見が集中してしまいましたが、グループホーム関係でこれ言いたい、とかあればどうぞご発言なさってください。よろしいでしょうか。

では今回の計画自体についてはこれでOKだけれども、グループホームは今の制度の中では非常に大きな期待をされる資源ではあるけれども、あり方とかどういう形がいいのかとか、色々なところでまだ考えなければいけないところがあるので、引き続き市としてもご検討いただくということでよろしいかと思います。

では引き続きこの支援計画についてご意見を承りたいと思います。

(宮部)

障害者生活支援センターの充実ということで、まだこれから話をしていくと思うところだと思うのですが、基幹相談支援センターを10区に配置するという。10区の基幹相談支援センターというイメージが沸かないのですね。それよりは、10区に自立支援協議会というものを作ったほうがより現実的かな、と。少し飛び越えてしまっているような気がするのですが、それに準ずるようなものがあったとしても、さいたま市が大きな政令市であることを考えると、そういうことも必要なのではないかなと感じています。

(遅塚)

ありがとうございます。なかなか相談支援部会の方で結論が出ていなくて。ご指摘の通りでございまして、ここで繰り返すこともないと思うのですが、今のところ各区には生活支援センターがあって、市からの委託料で、一般的な色々な障害者の相談ですとか、支援にあたっているところで、基幹が今2か所ありますけれども、それが少し10区に基幹があると、生活支援センターとの棲み分けをしっかりと考えてやらないと、ぐちゃぐちゃになっちゃうということで。まだ結論が出ていないということと、区ごとに10万人以上の人口がいるわけですから、中堅クラスの市の規模はあるので、それぞれに協議会があるというあり方がはっきりする、分かりやすいということもご指摘の通りなのですが。それについてもどういう形がいいのかっていう結論はまだ出ていなくて、引き続き議論を重ねていきたいという状況なので。ご指摘の意見はここで受け止めつつも、今回の計画についてはそこに反映できる状態ではないということで、ご了解をいただきたいと思います。

(三石)

今の支援センターの話に絡むのですが、計画の素案の78ページのところに、自立支

援協議会と相談支援の充実というのが記載されていて、80 ページに成果目標というのがそういう形で設置されているのですけど、多分これは相談支援部会の中での議論が中心になろうかと思うのですが、その中で地域部会の設置というのが計画の中に、成果指標の方に書かれてあって、平成 32 年度までに 2 区で実施ということが書かれてあるのですけども、78 ページの実施事業の中身を読むと、地域部会というのを新たに設置するというのではなくて、ネットワーク形成だったり、情報交換ということで既に始まっている相談支援連絡会議の充実ということを含めて、地域部会の方も設置を各区で整備していくというような、そういった計画になっているのかどうかということが少し分からなかったもので、確認させていただければと思います。それがまだ、相談支援部会の方で結論が出ていなくて検討中ということであれば、それはそれで教えていただければと思います。

(遅塚)

はい、ありがとうございます。結論が出ていないということはその通りなのですが、事務局サイドから何かこの内容について説明お願いできれば。

(事務局)

80 ページの成果指標なのですけれども、1 番目ですね。三石委員からもご指摘ありましたところなのですが、ここは 32 年度までの実施という形になっているのですけども、どういう区分け、どういう線引きにするかは未定なのですが、2 区もしくは圏域での、地域部会などの設置をしていきたいという風に考えております。そして、先ほど出たところなのですが、10 区の基幹相談支援センターについては最低でも 32 年度までにもう 1 か所の基幹支援センターを整備していきたいというのが 3 番目に出ているところでございます。以上です。

(三石)

各区ということで、圏域とかどちらにも少しまだ検討中ということによろしいですか？

(事務局)

そうですね、区もまだ決まっておられませんし、もしかしたら東西南北等の圏域に分けるという可能性もあるのかなという風に思っております。徐々に、先ほど宮部委員からもあったように、もう少し数を増やしていければなと考えています。

(三石)

それは、今すでに各区で始まっている、やっていない区もあるのですけど、相談支援連絡会議をそれに充てるといった、移行ではないということによろしいですかね？

(事務局)

そういった場に移行していけるようであればそれでいいかなと思いますし、例えば今3区で、顔の見えるネットワークのような会議をやっているのですが、そういうところから繋げていけたらとも考えておりますし、今のところ未定です。大宮区だけ今相談支援連絡会議がないものですから、その辺の課題も含めて考えていきたいと思っております。

(三石)

専門部会の方で議論していくということによろしいですか。

(事務局)

はい、そうです。

(遅塚)

一応今回の計画についても、平成30年度について事業方針も含めて検討ということになっているので、そこを経てからということであろうかと思えます。

ただ、いいことか悪いことか分かりませんが、さいたま市の場合、10区が非常にそれぞれユニークなやり方でやっている場合があるので、ある意味市が同じ方針でびしっとこれをやれと言っても、うまくいかないこともあるでしょうし、またある程度統一性がなくてはいけないということもあるでしょうし、そこも含めて検討を。ただ、自立支援協議会の中の地域部会という位置づけですと、相談支援連絡会から移行できる場合もあるのでしょうか、相談支援部会は本当に相談支援が中心ですけど、自立支援協議会はサービス提供事業者とか色々な立場の人が集まって、どういうサービス提供をしていくことが地域の障害者のためにいいのかということをお互いに考える場、ということが中心なので、相談支援部会がスタートラインになることはあっても、そのまま横滑りして、名札だけ変わるということはないと思うのですよね。それも含めて引き続きしっかり検討していきたいということで、ご理解いただければと思います。ありがとうございました。ご意見どうでございましょうか。

特にご意見がないようであれば、私から最後に一言だけ。こちらの会議ではなくて、障害政策課さんの方で担当している政策委員会で、相当沢山意見を出ささせていただきまして、だいぶ手を入れていただきまして、結果的にはありがたかったのですが、いくつか指摘させていただいてもそのままの項目とか、内容が納得できない項目があつて。3年間ずっと目標値が同じものとか、毎年1%ずつ上げている項目とかがあつて、1%上げるのも大事だとは思いますが、アンケートの結果で%の違いなんて、ほとんど誤差の範囲だろうと思って、何か同じ数字を書くと思われから1%上げておこう、的な意図を感じてしまってますね、少し思うところが何か所かありました。もちろん、内容的に非常に難しいものについては、1%でも上げるということは普通だとは思いますが、依然として意味のある項目になっていない項目が見られる気がして、少し残念でした。障害福祉サービス関係は特にそういったことはなかったのですが、他の部局ですね、少しいくつかあつたので残念に思

いました。これでとりあえず、計画についてのご意見、メインで時間をかけていい部分だと思えるのですが、よろしいでしょうか。

では、とりあえずここでいったん支援計画については切りまして、次の項目にまいりたいと思います。議題の3でございますね。「各部会からの報告」ということになります。これにつきましては事務局からご説明お願いしたいと思います。

(事務局)

はい。それでは、議題の3点目でございます、各部会からの報告についてご説明いたします。地域自立支援協議会におきましては、今年度から新たに相談支援部会を設置し、従来の地域生活支援部会及び障害者虐待防止部会と併せて3部会の構成で、各分野のより詳細な内容について、協議検討を進めてまいりました。

ここでは各専門部会の今年度及び来年度の取り組みについて、ご説明させていただきますので、「資料1 各部会からの報告」をお手元にご用意ください。

まず、地域生活支援部会では、国において進められております新たな政策理念である、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」について検討を進めてまいりました。こちらは精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推奨するもので、地域の実情に応じた様々な施策を推進することが求められております。こうした理念に基づき、地域の実情を踏まえた具体的な施策を推進するため、部会やそのワーキングチームにおいて議論を開始し、当事者団体からの要望や、現状調査の結果、部会委員からのご意見等を踏まえまして、今後取り組むべき方策についての方向性を定めました。

こうした議論等を踏まえ、来年度は以下の3項目を基軸に、システム構築に向けた施策の具体化に取り組んでまいります。

まず、「地域生活中心へ」という意識の醸成でございます。今後システムの構築にあたっては、各関係機関等と、入院医療中心から地域生活中心へ、という意識を改めて共有することが重要と考えておりますことから、医療機関等に対する研修の実施に向けて検討を進めてまいります。

次に、訪問支援（アウトリーチ）の実現に向けた取り組みでございます。受療中断者や未受診者などの、医療等の支援に繋がれていない方への支援の強化については、当事者団体等からの要望も多く、重要な課題であると認識しております。そのため、本市の実情に対応した、医師等を含む多職種連携による訪問支援の実現に向けて、事業方針の検討に取り組んでまいります。

最後に、地域移行支援の充実に向けた取り組みでございます。これまでも長期入院患者への退院促進支援については、取り組んでまいりましたが、さらに効果的に地域移行を進めるため、地域移行に関する担当者会議である、「地域移行・地域定着支援連絡会」の実施方法やピアサポーターの活用方法について、改めて検討をしてまいります。また、医療

機関等の各関係機関に、福祉サービス等の社会資源の活用について理解を深めていただくための取り組みについても、実施に向けて検討をしております。

続いて障害者虐待防止部会の取り組みについてご説明いたします。今年度、障害者虐待防止部会においては、本市の障害者相談支援の実務指針である「さいたま市障害者相談支援指針」の改訂作業に取り組んでおります。

昨年度、支援課と障害者生活支援センターを対象に、指針の活用状況や内容の要望に関するアンケートを実施いたしました。アンケート結果から、今後取り組むべき課題といたしまして、①内容の追加や更新、②共通様式の検証・改善、③指針の活用方法の3つが挙げられました。

今年度では、課題①内容の追加や更新、と、②共通様式の検証・改善について取り組むこととし、指針の改訂作業を進めているところでございます。作業状況といたしましては、9月の部会で改訂項目の検証及び担当割り振りを行いまして、先日には、作業の進捗状況について中間報告会を開催いたしました。次回の1月の部会では、改訂（案）を完成させ、本協議会の委員の皆様のご承認を得た後、製本作業に取り組み、今年度中に平成30年度版の指針を完成させる予定でございます。

来年度の取り組みといたしましては、完成された指針を用いて、アンケートで挙げた課題の3点目でございます「指針の活用方法」について検討を進めていきたいと考えております。指針の記載内容を、区の支援課職員が把握しきれていない、自分たちが持っている権限を知らないなどの現状を踏まえまして、指針の内容に関する、一次相談機関向けの研修の実施や、今後、指針がより実務の中で利用されるよう、指針の活用方法に関する検討に取り組んでまいります。

続いて相談支援部会の取り組みについてご説明いたします。今年度から設置した相談支援部会においては、これまでも議論を続けておりました、本市で求められる基幹相談支援センターのあり方についての検討や、障害者の相談支援体制の充実に向けた検討を継承し、議論を進めてまいりました。

また、これまで地域課題等を拾い上げ、施策へつなぐ協議の場は、本協議会や部会のみでしたが、社会資源の整備状況や各関係機関の連携体制など、市内でも地域ごとに特色があり、それぞれの実情や課題に応じた支援体制の必要性についてご意見をいただいております。そのため、地域の実情や課題等を把握し、よりきめ細かな支援体制を構築するため、区単位等の地域ごとに協議の場を設置していきたいと考えております。今年度については、新たな協議の場の設置に向けて、既存の協議の場の整理に取り組みました。

来年度については、今年度の議論を踏まえ、基幹相談支援センターや新たな協議の場の事業方針について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、児童部会についてご説明させていただきます。

この度、既に設置されている3つの部会に加え、障害児支援に関する審議の場として、来年度より、児童部会を新たに設置したいと考えております。先に事務局より設置の経緯など

を説明させていただき、後ほど委員の皆様にご承認を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、児童部会設置に至る経緯ですが、近年、障害児向け事業所等が大幅に増加する一方、利潤を追求し不適切な支援を行うなど、質が低い事業所が増加している状態にあります。支援内容の適正化及び質の担保が求められております。また、障害者総合支援法の中で、日常的に医療的ケアが必要な「医療的ケア児」の支援に関して、関係機関の連携強化が求められていたり、障害児支援に関する様々な課題が挙げられているところがございます。このような現状を踏まえ、本市といたしましても、各分野が一堂に会し、課題について協議する場が必要と認識しておりますことから、児童部会を設置させていただきたいと考えております。

今年度には、第1回の協議会でも報告させていただいたとおり、庁内関係課によるワーキングチームを結成し、現状把握と課題を共有してきたところでございますが、本日は、さいたま市地域自立支援協議会の一つの部会として、児童部会を設置することについて、委員の皆様からご承認を頂ければと考えております。

委員の皆様にご承認をいただければ、来年度の取り組みとしまして、まずは医療的ケア児地域支援体制の構築に関する検討を進めてまいりたいと考えております。具体的には、本市の医療的ケア児の現状把握に向けた準備や、コーディネーターの養成・配置に関する検討に取り組んでまいります。

なお、委員については現在、選定中でございます。事務局からの説明は以上となります。

(遅塚)

ありがとうございます。部会の報告と、最後に児童部会の設置についての承認という、2つ議題があると思います。少し分けさせていただいて、最初に現行の3つの部会の報告をいただきましたが、それについて何かご質問とかご意見あれば承りたいと思います。

特によろしいようであれば、児童の分も含めて。後で思い出したら3部会もということにして、とりあえず新しく設置したという児童部会についても含めて、ご質問ですとかご意見とか頂戴できればと思います。

(長岡)

どうかんの長岡です。児童部会について少しお聞きしたいのですが、支援内容の適正化と質の向上ということで、利潤を追求したために、支援の質の低い事業所や適切でない事業所が増えてきており、その質の維持と向上についての検討ということになりますよね、1つ目の目標が。これは別に児童部会という枠じゃなくてもいいような気がするのですけれども。というのは、児童以外の分野でも質の維持とか、営利追求をして質が下がるという事業所もなくはないはずですので、児童という枠でいいのかどうか、という質問です。

(遅塚)

ありがとうございます。事務局、いかがでございましょうか。

(事務局)

確かに、者の事業所についてもそのような事業所があるかなと思われまますので、少し検討させていただきます。

(遅塚)

ありがとうございます。パブリックコメントの中にも色々それっぽい意見がありましたよね。営利企業の参入があつて、質をちゃんとしろというご意見があつて。あの辺は別に児童に限った話ではないのですよね。

2点目の医療的ケア児という部分については、逆に言えばここに特有な分野でよろしいかと思ひます。

(内田)

多分営利がどうのってというのは、放課後等デイサービスについて、国が色々指針を出してお困りだという部分とか、医療的ケア児のこじれ等については、多分そうしておきなさいって言うのだけど、先週地元の計画策定のところに参加して、国があまり細かく言っていないと。もう少し精査して調べておけるような調整をしましょうというところで終わったのですけれども、まあそういう部分はあると思うのですが、私どもの嵐山の方は少し特殊で、児童の入所っていうのがあるのですね。

声が小さいものですからほとんど取り上げられていないのですが、7割措置されているという。異常事態ですよ。だから障害っていう問題より、家族の課題っていうようなところと、地域移行の問題も出ていましたけれども、今年度10人地域移行、まあ他の施設に行く方もいるのですが、10人のうち7人はグループホームということで、3人については成人施設ということなのですね。で、そういう部分っていうのも、非常にマッチングの中でそのようなことが起きているわけですよ。

実際に10人の行き先は、児童施設の職員が1年以上かけて必死になって見つけているのです。色々な事情で、子どもですので移行相談とかも乗っかれないのです。で、基本出身地に帰そうとは思うのですが、なかなか出身地が受けてくれないとか、逆に虐待ケースは帰しちゃいけないみたいな世界が埋もれてはいるのです。

だから①、②については、多分国の方からもこのようなことをしなさいという指示もあるのですが、児童の入所のような、陰に隠れた世界ではありますが、非常に重要な仕事だとは思っているし、かなり悪戦苦闘している状況でもありますので、そういうようなところも取り上げていただけると嬉しいなという風に思ひます。以上です。

(遅塚)

ありがとうございます。多分全国の自立支援協議会の中で部会を作っている割合というのは、児童部会の割合がすごく高いと思うのですよね。それだけに児童は色々な独自の問題もあって、色々取り組むべき課題がたくさん出てくる分野だということで、児童部会を先に作る地区が多いかと思うのですけども。もしも支援内容の適正化が児童部会から外れて医療的ケア1本の部会となると、それはそれで児童についてはもっと他に取り組むべき課題があるのではという意見が出てくる気はするので、あまりピンポイントに絞らないで、当然部会設置後でいいのですが、また改めて議論すべき課題はそのときそのときで拾っていくという考え方でやっていただいた方が、現実合うと思います。とりあえず最低限やらなきゃいけないのはここだ、というくらいの位置づけでよろしいと思いますが。

児童部会を設置するというそのものについては、委員の皆さんOKですね。反対の方向に引っ張らないという形でよろしいですか。賛成ということでもよろしいですね。ではこの場をもって、児童部会の設立について承認されたという位置づけで捉えていただいて結構です。

ただ、医療的ケア児については必ず検討内容に入るけれども、他の部分については、児童部会設立後に改めて、何をやっていくべきかということをご検討いただくということで、設置については承認ということにしたいと思います。1点目に聞いた適正化と質の向上については、児童部会の分掌ということで特に決めずに、先ほどの事務局からのお話のように、改めてご検討いただいて、その結果を教えていただくという整理でよろしいかと思います。

(長岡)

今内田さんと遅塚さんからあった通りで、テーマを本当に広く構えていただければと思います。通所施設、確かに発達に関しても専門性の部分で課題はあるのだと思います。それとは別に、内田さんの方からあった児童入所に関しては、非常に社会的なところでの措置のお話がありましたけど、社会的なニーズが高まっている中で、経営的な問題とか色々なところで、減っているようなところも県内でもありますから、そのあたりの存在についてもどういう機能を求めていくのか色々広く構えて検討していただければありがたいなという風に思います。

(遅塚)

特に被虐待障害児の事例が出てくれば、待ったなしで色々どこかにお世話にならなければならないこともあるかと思うので、非常に児童の入所の位置づけというのは重要かと思いますが、市内の児童入所は1か所でしょうか。

(内田)

入所は1か所です。今長岡さんが言ったように、どんどん定員を減らしている理由は非常

に経営が厳しいということと、公立施設も減らしていると。児相が困るのだったら事業団が増やしたらいいじゃないかって言うのだけど、まあ県の事業団のことですけど、そこも減らしている状況です。そうすると20とか30とかっていう風になっているのですよね。だから表に出てこないのが、皆さんほとんど知らないですよね。児童の話になると、通園だとか、発達の問題だとかという部分で、以前すばるといところでハローキッズという通園施設で私はやっていましたけれども、放課後等デイなど今障害のある子を持ったお母さんも働く時代ですので、子どもを放課後等に入れて、どんどん働かないと食っていけないみたいな世界に今なっていると思って、預かってくれればとりあえず働けるからいいや、みたいな世界も一方ではあります。

私も初めて久美愛園に来て児童の入所という。なぜ子どもの頃から入所させるんだよ、親として許せない、みたいに思っていたのですけれど、実は障害の問題というより、虐待と家庭崩壊といった、明らかにそちらの要素の方が強いのです。先ほどの地域移行計画を作るとかグループホームの整備というのも、子どもが他の児童施設で育って、大人になって入所施設で人生のほとんどを終えていく人は幸せですか？という問いかけをして、そんなことはないでしょって。だから高校を卒業してこれから社会に出ていく人たちは、可能な限り地域社会の中で、というようなことで頑張っているのですけれど、さっき申し上げたように10人これから高校を出て社会に出ていくのですけど、7人はグループホームで、ということなのですが、あとの3人は引き続き成人の施設を利用せざるを得ないという現状があって。職員が本当に1年以上かけて行き先を探しているのですけど、その現状を知っている人はほとんどいないのですよね。先ほどの数字を見ると、さいたま市は28年度の地域移行5人ですよね。児童施設の職員は、そういう子どもたちの思いをアピールしなければいけないだろうと今発破をかけているのですけど、皆さんなかなかそういうことに慣れていないのです。とりあえずそういう課題があるということを伝えるということで、まずは知っていただくところからだと思います。やっぱり生育途中の子どもにとって、入所の児童施設の療育環境が良いかという、それは良いとは思いませんけども、ただ家の中で虐待されているよりは良いだろう、ということだと思います。で、これがどんどん減っていきますと、児相さんもなかなか対応が難しくなってくる。1つは経営問題というところがあって、似た施設ですのでね。児童の部分は経営が難しく、それでもやっていかなければいけないのが現状です。以上です。

(遅塚)

私も児童相談所のケースワーカーをやっていたときには障害が重いから入所ではないのですよね。ケースのなかで、障害があれば障害児施設にお願いするし、障害がなければ養護施設にする、ということなので。あくまで家庭要望の問題があるのだと思います。ちなみに市内の児童の入所は1か所だと思いますが、その中で、さいたま市の方がどのぐらいいらっしゃるのですか？本来であればさいたま市の方に聞くのがよろしいのかと思いますが児童

相談所はお見えになっていないので分からないかもしれませんが。良く思うのですが、埼玉県のエリアの中にさいたま市というエリアがあって、どうしても施設については広域が動かざるを得ないところがあると思うのですが、「空いたら頼む」とみなさん色々なところをお願いをすると、地域とのマッチングが難しいな、と。入所施設については色々課題があるかと思います。本来的には進路について沢山動くのは児童相談所と大人についての支給決定をする福祉事務所の両者が頑張って、次の行先を本来は検討しなくてはいけないところが、結局現状では実際子どもを目の前にしている施設職員が苦勞するという現状があるということなのですよ。中々悩ましい話ではあるのですが。

他の3つの部会についてのご意見等はございますか。

(山口 (詩))

いーはと一ぶの山口です。少し話を児童部会の方に戻らせていただいて、質の低い放課後等デイの事業所があるということについては、指導をきちっとして欲しいという意見を分かってほしいのが1点と、それから医療的ケアの児だけじゃなく者の方も、経管栄養や痰吸引は当たり前で、看護師だけじゃなく職員も普通に行うし、生活医療として当たり前に行っているのですが、そういう人が成人になったとき、今度は酸素ボンベを背負ってくる、人口呼吸器で通所に来る、という呼吸器系レベルの人たちが大人になると増えてきて、そこも受け入れるところがないので、うちに偏ってきてしまうのですけれど、今の児童は痰吸引や胃ろうだけでなく、非常に重く、家じゃないでしょ、といったレベルの子がどんどん退院されてきて、親たちは死なせたくないから必死にケアをするので、その子たちが大きくなってうちにくると、看護師でもできないケアを日頃お母さんがやっていることが分かるのです。これでは病院に入院したりショートにいても、そんなケアはできません、という。お母さんと同じレベルのケアできない。向きを変えるだけで酸素のパーセントが変わる、ケア次第では生き死にかかっている、そのぐらいのレベルの子が地域にいるというのが、昔よりは強く感じるというところで、さいたま市が医療的ケアの児童に対して前向きに考えてくれるのはとてもありがたいのですが、現実的に、どこも受け入れてくれないという現実。泊まらせてもくれない、行くところがない、親がこのまま見ていると倒れるだろうなあというのがとても現実的にある。現実的な問題というところでは、この提案は大変ありがたく思っています。

(遅塚)

そうすると、今のお話だと児童に限った話ではないということですよ。児童部会という名前で検討するにしても18過ぎたら知らないっていう話では困るということですよ。

(山口 (詩))

10年前に比べると、医療的ケアのイメージが格段と違ってきています。そこがみなさん

現実的にご存じでないと負担量もちがう。受け入れる学校も施設も、受け入れるレベルを超えて医療的ケア児が増えてきている。その人たちもいつかは医療的ケアの障害者になる。そのあたりは長期的に見ていかないと難しいと思います。

(遅塚)

この中でも児童部会の委員になられる方はいると思いますが、幅広く、かつ重大な課題を扱うということで覚悟を決めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか、3部会について。

(長岡)

先ほどの、事業所の質の部分の問題が出ています。今の医療的ケアの話もありましたが、私のところの事業所では基本的には24時間看護師が常駐しなければ医療的ケアは難しいので、つい先日もご家族と施設と病院とで在宅に戻ることを検討している方がいます。非常に高度な医療的ケア、といったことではなくて、もっと些細なところでも、実際現場では支援が厳しくなるという状況がありまして、かく痰の研修など、人材育成という広い意味で捉えてもいいと思っているのですが、なかなか職員を計画的に育成しようと思ったときに、そのような機会が作っていくのが厳しいというのがあります。

先ほどの総合支援計画の時に発言すればよかったのですが、福祉人材の育成確保というところでバブコメが一番多かったというのもあると思うのですが、より高度な専門的な支援が必要だったりですとか、あるいは逆に放課後等デイの話もありましたけれどもごくごく基本的な質の向上も絡んできて。それから障害者虐待防止部会では事業所で虐待が起きてしまったことなど、今年度は指針改訂に取り組みましたが、支援者の質をどのようにしていこうという話があるのですが、どこかでさいたま市の人材育成に関して議論をする必要がでてくるのかと思います。

(遅塚)

障害者事業所における虐待は常に毎月くらいのペースでニュースに出てくるのが気になる場所です。総合支援計画の中に虐待関係があったかと思うのですが、66ページでしょうか。実施事業としては2点あげられていますね。虐待事案には適切な対応をしますということと、研修の実施ということが。研修の受講率を、現状19%を3年間で100%に持っていきたいということで書かれています。

(事務局)

障害者の虐待につきましては障害支援課で対応しています。日に日に沢山挙がってきています。マスコミなどで挙げられると、変な言い方ですが影響されるといえるか、うちでもこんなことがあるとまずいのは、との通報があります。その都度検証をし、現地調査を行っ

ていますが、その中でも不適切だと思う支援は行われているかと思います。今発言された長岡委員のご協力もいただいているのですけれども、昨年度からさいたま市で虐待防止研修を実施しており、今後行う予定です。今のところ、19%という受講率なのですが、声掛けをして100%に近づけて、虐待が少なくなるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(遅塚)

3年間で100%というのは覚悟を示していただいたということで良いと思います。本当にものすごく医療が必要な方もいるのだけれども、入所施設だと少しの医療的ケアが必要になると、どうしても今の人員体制とかの中で考えると支援が続けられなくなるケースがあるということで、そこは非常にみんなで考えなければいけない課題だと思います。施設だって本当はみてあげたいと思っていても限界がありますし、家でいられなくて、施設にお願いをした方が、病気が重くなったからまた家に戻されるっていうのは、少し考えても不思議な話であって、やっぱりそれはきっと誰かの支援が行き届かないものがあるというか、今の仕組みの中に少し本当は考えなきゃいけないものがあるっていうご指摘だと思って聞きました。ありがとうございました。

(宮部)

地域生活支援部会のところで、3番目の地域移行支援の充実に向けてところなのですけれども、地域移行の支援っていうのは精神に障害がある方だけではなくて、今後、知的に障害のある方も、グループホームから自宅に戻るっていうケースも今後考えられると思うと、精神に障害がある方だけではなくて、知的、それから他の障害をお持ちの方についても、地域定着支援というのは大切なものになってくると思うのですね。これはやはり、先ほどの議論にもありましたけれども、精神障害の方だけにとどまらず、他の障害をお持ちの方についても、幅広く議論を要するものだなという風に感じております。そのこともお願いしたいと思います。

(遅塚)

ありがとうございました。ご意見ありました。事務局からは何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局です。宮部委員の提案につきましては、現在精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築というところは今進めておるところなのですが、もちろん知的に障害のある方、もしくは身体に障害のある方につきましても、地域移行につきまして重要な課題という風にとらえておりますので、順番というわけではないのですが、今後部会の中で検討させていただきたいなと思っております。

(遅塚)

はい、ありがとうございました。決して除外しているわけではないということで答弁いただきました。ではよろしいでしょうか、報告につきましては。

そうしましたら、最後になりますが、「障害者総合支援法等の改正に伴う新サービスの追加について」ということで、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい。それでは、議題4「障害者総合支援法等の改正に伴う新サービスの追加について」、ご説明させていただきたいと思います。「資料2 法改正について」及び「参考 省令に関するパブリックコメントの概要について」をご覧ください。

まず、【資料2】の「1. 主な改正内容」をご覧ください。今回の改正では主に、新サービスの追加、および支援対象の拡大が行われました。新サービスといたしまして、「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「共生型サービス」が追加となりましたので、詳細については後ほど説明いたします。次に、支援対象の拡大については、保育所等訪問支援及び重度訪問介護における訪問対象施設が追加されるものでございます。その他にも、事業所におけるサービス内容等の情報の公表を義務付ける等の所要の改正がございます。

続きまして、資料2ページの「2. 新サービスの詳細」にて、先ほど申しあげました新サービスの詳細についてご説明いたします。

まず1点目が、資料左側「自立生活援助」でございます。対象者は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等の医療機関を退院した障害者で、一人暮らしを希望する方となります。支援期間は原則1年間となり、支援内容といたしましては、週1回以上の定期的な巡回による障害者の状況の把握や相談、助言、関係機関との連絡調整などとなっております。

次に2点目、資料右側の「就労定着支援」をご覧ください。対象者は通所系の障害福祉サービス事業所の利用を経て一般就労した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方となっております。支援期間は最大3年間で、支援内容といたしましては、1月に1回以上、企業や自宅への訪問による相談や助言、関係機関との連携となっております。なお、利用開始時期については、一般就労から6か月後となる予定です。

続きまして、3ページで3点目「居宅訪問型児童発達支援」についてご説明いたします。対象は通所のための外出が困難な児童など、重度の障害児となっており、支援内容といたしましては、日常生活の基本的な動作や生活能力の向上のための訓練を実施するものとなっております。最後に、【参考資料】「省令に関するパブリックコメントの概要について」をご説明いたします。現在、国では、法改正に伴う省令の改正に関するパブリックコメントを実施しておりまして、お手元の資料はその中で示されている省令の概要でございます。

参考資料の4ページ目をご覧ください。今回の改正案の中で、グループホームの新たな類

型として、「日中サービス支援型指定共同生活援助」が位置づけられる予定となっております。こちらは、常時支援が必要な重度の障害者を対象とし、夜間や深夜の時間の支援員の配置を必須とするなど、常時の支援体制を確保した上で行われる支援を実施するグループホームとなっております。また、こちらのサービスを運営するにあたりまして、資料5ページの「④運営に関する基準」の3つめに、「地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないものとする」と示されておりますことから、今後、自立支援協議会あるいは各部会等の場で、実施状況の報告や評価をいただくことになるかと思われまますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

このほか、概要の中で、新サービスの具体的な基準に関する案や所要の改正内容について示されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。なお、このパブリックコメントは平成30年1月10日まで実施され、皆様のご意見を踏まえ、省令が公布される予定となっております。簡単ではございますが、法改正に関する説明は以上となります。

(遅塚)

ありがとうございました。基本的に国から出ている資料ということで、質問があっても事務局が答えられるか分かりませんが、今のご説明の範囲の中でご質問等あれば承りたいと思います。

新しく始まるサービスの話ではないのですけれども、このパブリックコメントの中に、相談支援事業については35人について相談員1人を標準とする、という項目が初めて入ってきて、非常に影響は大きいのですが、誰かが国に確認したところ、35人というのはお客さんの数ではなくて、その月の請求の人数を指していると。そうじゃないと当然おかしいのですけど。介護保険と違って毎月請求できないから、35人のお客さんだと、月で割ると10人もいない状況になっちゃうので。毎月毎月が変動するので、何ヶ月か平均して35件くらいの請求がある事業所は1人置かなきゃいけないっていう内容だ、という話らしいのですね。新規事業の話ではないのですけど、少し読んで一番気になったページがそこだったので。

必要な部分であると思われた部分について、国も新しい事業を色々作ってくれてありがたいのですけども、事業をやるかやらないか考えなきゃいけない事業者サイドとしては、色々出てきたうえに情報もすぐにポコポコ出ないから、非常に辛いところでは思うのですけど、この基準省令の案が出ると、結構具体的に見えてくるかと思うので。

(長岡)

自立生活援助の期限が1年というのはどのような意味でしょうか。

(遅塚)

ただ今の長岡委員のご質問について、何か聞いていればという範囲で。事務局が作ったも

のじゃないから責任を持って答弁とは言えないのですけどもちろん。何か聞いている話があれば。決定の期限が1年間で、更新OKとかではないのでしょうか。途中で地域定着支援に切り替えとかいう話なのですかね。お願いします。

(事務局)

事務局です。決定期間1年間の、これが何で1年間かは把握しておりません。ただ、市町村審査会において必要性を判断したうえで、適当と認められる場合には更新を可能とする、とありますので、必ずしも1年限り、というわけではないと思います。また、地域定着支援等の利用等も前後して可能だということですので、そのあたりで対応いただけるのかな、という風に考えております。以上です。

(宮部)

就労定着支援のところ、就労定着支援を受けられるのは、障害福祉サービスの利用を経て一般就労した就労者に対し、ということなので、学校を卒業した方には適用にならないということでしょうか。

(事務局)

ご指摘の通り、就労移行支援事業等の通所のサービスを利用して就職をした方が対象という風に、現在のところ示されております。

(宮部)

すみません、なぜなのかは聞いていますか？

(事務局)

すみません、そこまでは伺っておりません。

(遅塚)

こういうのって、ハローワークとか、色々なところからのフォローアップとの棲み分けとか、多分就労した障害者については非常に色々な幅広い支援策が用意されていると思うので、そこの棲み分けというか、少しこれだけ見ても分かりづらいところはあったりして。例えば、現在でも特別支援学校から一般就労をすぐにした方については、別に全て放り出されているわけではなくて、一応色々な支援があると思うのですけれども、なかなかこの新しい就労定着支援が入ったということで、どのあたりが助かる部分あって、あと先ほどのご質問にあったような新規就労とかの、新卒者の新規就労ということについてはどういう形で保護されていくのかは少しこれだけではなかなか見えません。

(山口 (隆))

ハローワークの山口といいます。就労定着支援の部分で、学卒者は対象外ということでお話が出ていますけれども、学卒者については、特別支援学校から卒業して就職した方については、ハローワークがしっかり学校と一緒にあって支援をしていますので、卒業後1年については学校も定着支援ということで会社を訪問していたりということで現実やっていますので。今回この定着支援というのが出てきたので、ハローワークとして、どうこれを見ていったらいいのかというのは正直感じているところなのですが。そこはやっぱり学卒者もそうですし、最近は特別支援学校じゃない学校を卒業して、社会に出てくるという方も結構増えています。大学卒業だったり専門学校卒業されたりの方の支援というところで、そこまでハローワークの手が回ってないというのが正直なところ。そういったことで、こういう福祉サービスを利用して就職していただいた方については、そこが責任を持ちますよ、という風に読んでいいのかなって私は少し感じたところなのですが。そういったところで、棲み分けをつけられるというところで今回の提案は受け止めたなという風に、私自身は感じているところです。で、宮部委員の疑問にしっかり答えられているかどうかわかりませんが、学校卒業者に対してはハローワークとしても、しっかり支援をしていくということだけは報告しておきたいと思います。

(遅塚)

ありがとうございます。確かに新卒の方については、本当に初めての職業生活だということ、学校もハローワークもそれなりにフォローしていただいていると思うのですが、障害福祉サービスの就労関係に行って、そこを通してハローワークに多分登録はしているわけですが、そこからまた就職して、例えば1年2年経って、一般就職した後一応半年間は、就労移行支援事業所がしっかりフォローしろという建て付けになっているので、そこでまた半年経ってしまうと、確かにハローワークから見ると、どんどんある意味遠くなってしまいうというはあると思うので、その辺を福祉サイドでしっかり、特に生活面も含めて支援を続けようということで入った制度なんだろうなどは推測するのですが。

これから新しいサービスが実際にうまくいくには、サービスが始まってから事業者とか市と色々相談しながら進めていくしかないと思います。確かにパッと見ると、対象じゃないのですか、と思いますよね。

その他ありますか。いかがでしょうか。

(山口 (詩))

今の宮部さんの質問と合わせてなのですが、うちの生活介護とB型関係は、特別支援学校で優秀で、優等生で一般就労して一生懸命働いて、3年か5年くらいのところで力尽きて、支援がない状態で、相当ひどいうつ、または病気になって、3年から5年引きこもっているのですね。まあ10年引きこもっていた人もいたのですが。そこから家族が悲鳴

をあげて、どこかに繋がって、生活介護やグループホームや就労B型に繋がってきている人たちがいるのです。そういう方たちはどこにも支援が繋がってなくて、どん底まで行ってやっと繋がってきたけれども、立ち直るまでに相当、5年10年引きこもっていたとか、それからうつが大変酷かった人たちは、今でもそれをずっと引きずっているのですね。そうすると、途中で優秀だからということで、障害を持っている人たちが社会に出たときに、何の支援もないことで、相当ひどくなって大変な状態になっているというパターンもあるので、たまたま何かのネットワークで必ず誰かと繋がっていてという風になっていけば良いのですが、学校の先生たちが変わったところ、異動で、そのころ何の繋がりもないと、その人たちが浮遊しているっていうか、そういう人たちが少しうちの施設は多いもので、実際にそういう方たちが本当にたくさんいることもご理解いただきたいなと思います。

(遅塚)

ありがとうございます。障害福祉サービスとかで、例えばずっとやっている、非常に不適合になったり具合が悪くなっちゃっても、相談支援事業所だったり色々なところが多少繋がっていて、あと、通っている障害福祉サービスの事業所さんも色々なところに相談して、それなりに支援の輪が広がっている可能性があるのだけれど、頑張って一般就労しちゃおうと、誰も切れてしまうという状況になっている人は当然いるわけで、障害福祉サービスに繋がってれば、早い段階で少し様子がおかしいぞと支援に入ってくれていたり、あるいは重くなっちゃって引きこもりになっても、誰かと微かながらも繋がりがあって。でも頑張っている一般就労の人は、本当に誰も見てくれないという危険性がある、というご指摘だったと思います。空白地帯ですよ、ある意味。

なかなか、一般の事業所さんが、従業員である障害者さんが具合悪くなっちゃったということで、何らかの形で然るべき相談機関に繋げてくれるかという、確かに厳しい場合が多いと思います。逆にその辺はこれから、困ったらこういうところに繋げてくれというのを、一般企業の方に少し分かっていただく活動が、今までもそうでしたが、これからは必要だという理解でお聞きしておりました。ありがとうございます。

(山口 (明))

今のお話もそうなのですが、やはり一般就労する方全員が支援を受けているというわけではなくて、会社の理解とご本人の希望があった方は、地域の支援センターなり、ハローワークですとか職業センターですとか、そういった色々な支援機関というのは一応あるのですが、やはり会社の理解がなかったり、ご本人が今はいらないうことで、そこで途絶えてしまうこともあります。ですので、今回おそらく、就労移行ですとかそういった機関から就労した場合には、そういったところは責任をもって定着支援をするということと、先ほどもあったように、学校からの新卒者ですとか、それ以外にハローワーク等を通じた方についても、相談を初めに受けたところがきちんと責任をもって支援の窓

口になりますよということをご本人に伝えていくってというような形の流れになってくるのだらうと思うのですね。なので、まだ少しその辺のPRっていうのですかね、就労後に困ったときどこに行ったらいいかっていうことの周知の部分については、やはりこれからもっともっと周知していかなければいけないと感じています。

(遅塚)

ありがとうございます。昔からみんな分かってはいたのですよね。漏れないようにどうすべきか考えていかなきゃいけない大きな課題だと思いました。ありがとうございます。

あといかがでございましょう。よろしければあとは事務局の方で何かその他事項とかでございませうか。

3. その他

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

今回が今年度最後の協議会となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議をいただき誠にありがとうございました。

来年度の地域自立支援協議会につきましても、委員の方々のご協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(遅塚)

ありがとうございます。全ての議題が終了ということになりますが、委員の皆様方から何か連絡事項とか、最後に言い忘れたとかあれば。よろしいでしょうか。

(宮部)

障害福祉ガイドの1番裏側のページに、緊急の本人のメモを書く欄があるのですね。今、東京都の方でヘルプカードっていうのがあって、それが全国の自治体に広まりつつあるので、さいたま市としてもその辺の検討をできたらいいかなと。要するに緊急のメモがあってもそれを入れるところがないので、そういうところを検討していただければと思っております。

4. 閉会

(遅塚)

ありがとうございます。赤いケースに十字と何かが抜けていて、それを首から下げておくとか鞆に結び付けておくと、すぐそれを見てもらえれば、といったものですよね。来年度予算には間に合わないと思うのですが、ご検討いただくと。

でもこれって確か、何かのお金を使って区が負担しないで事業ができるってことなのですね。都の事業か何かでやっているの。区で色々独自のを作っていたりもするのだけど、お金使わなくてできるのですよ、とかこの間言われた気がします。ありがとうございます。

ということで、全ての議事が終了いたしました。以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。どうもお疲れさまでした。皆さんよいお年を。失礼いたします。

以上